

経営会議の内容

件 名	大和市手数料条例の一部改正について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成21年7月21日(木) 11:00 ~ 11:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、生活環境保全課長
提 出 理 由	土壌汚染対策法が改正され、新たに汚染土壌処理業の許可申請制度が設けられたことに伴い、申請手数料を徴収するため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査項目「汚染土壌処理施設の能力について」「汚染土壌処理業の申請者の能力について」の判断基準は、どの様になっているのか。 (所管部) 現在、国において基準に関する政省令を策定中であり、それを基に示していくこととなる。 ・今回の手数料は、汚染土壌処理業を新設した場合のことか、市内にこのような汚染土壌処理施設は現存しているか、また更新の制度はあるのか。 (所管部) 現在、施設は認定制度となっている。認定されている施設についても今回申請が必要となる。市内には、このような施設は無く、全国で13施設、県内2施設が稼働している。また、更新は5年ごとに行うこととなる。 ・汚染土壌の不適正処理とは、どの様なことか。 (所管部) 現在、このような施設で処理するか敷地内で処理するのが通常の処理となる。しかし、汚染土壌を、処理せずに産業廃棄物として処分されることがありその様なことが不適正処理となる。 ・国が示した積算根拠となる時間数はどのくらいか。 (所管部) 国は、積算根拠となる許可に係る総時間は、59時間と示されている。 ・大和市内に、このような施設が建設される可能性はあるのか。 (所管部) ほとんど可能性はないものと考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。